

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に再雇用（昭和〇年〇月に入社後、一旦退職）され、営業業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月以降、社長は請求人に対し、①違法行為を強要する、②請求人が職場内に社長の息子の女性関係の噂を流したと、事実無根の理由により降格する、③請求人を新たな事業所の責任者に就かせ、短期間でその事業所を閉鎖し、請求人に責任をなすりつける、等のパワーハラスメント行為（以下「パワハラ」という。）を繰り返し、また、平成〇年〇月〇日には退職強要が行われたことから、請求人は体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、D医師は、「うつ病エピソード。抑うつ感が長期持続し、活動性が低下、身体症状もみられる。」「発病は平成〇年〇月頃と推定。自覚症状が明らかで、業務に支障を感じるようになった時期を発病時期と考えた。」と所見し、E医師は、請求人の申述、療養経過、F医院意見書、Cクリニック意見書及び診療録等の関係資料を踏まえ、疾患名を「F 3 2 うつ病エピソード」、発症時期を平成〇年〇月頃と所見している。当審査会としても、請求人の症状経過及び医師の所見等に照らし、請求人は平成〇年〇月頃に本件疾病を発症したものと判断する。

なお、この点について請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、精神障害の発病時期は平成〇年〇月頃と考えられる旨主張するが、請求人は「平成〇年〇月頃から、眠れない、気分が上がらない、食欲が湧かないといった症状が酷になりました。特にそのころはひどく食欲が無く、体重が一番落ちた時期でした。」と述べている。また、請求人が平成〇年〇月〇日にF医院に受診した際、G医師は、疾患名及び判断根拠を「うつ病。抑うつ気分、不安感、気分の低下、不眠などの症状。

専門医の診断（平成〇年〇月〇日）」、発病時期及び診断根拠を「平成〇年〇月頃。その頃より頭痛、抑うつ気分、気力の低下がみられていた。」と所見し、専門医を紹介しており、これを受けて、D医師は上記のとおり発病期を平成〇年〇月頃と判断したものであり、これはE医師も同旨である。さらに、当審査会において改めて一件記録を精査するも、請求人らの主張を裏付ける資料が認められないため、請求人らの主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発症前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事以外」についてみると、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、平成〇年〇月〇日にH営業所からI部に配置転換になったことが確認されている。

この点について、請求人は、「I部での業務はH営業所での業務の延長であった」旨述べており、請求人の業務内容、仕事量に大きな変化があったことは認められないことから、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」に該当するとみて評価するも、その心理的負荷は「弱」と判断することが相当である。

(5) また、請求人らは、請求人の精神障害の発病時期が平成〇年〇月としても、請求人が平成〇年〇月〇日に退職強要やパワハラ等を受けたことで、請求人の精神障害が自然経過を超えて著しく悪化した旨主張する。

認定基準によれば、精神障害の悪化の業務起因性について、業務以外の原因や業務による弱い心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因

であると推認し、悪化した部分について労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する業務上の疾病として扱っているとされている。

この点、請求人らの主張する平成〇年〇月〇日の退職強要行為やパワハラ等は、関係者の申述からみて事実であるとは確認できず、仮に請求人らが主張する出来事があったとしても、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事とは認められないことから、請求人らの主張は採用できない。

(6) 以上のことを総合すると、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。